

指定訪問介護事業所

(指定介護予防型訪問サービス事業所)

契約書

個人情報使用同意書



株式会社松の花

ヘルパーステーション 愛・家族

第4条（サービスの内容）

事業者は、利用者に対し次の訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービスを提供します。

1. 事業者は、介護職員一名を利用者の居宅に訪問させ、「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」（ケアプラン）に基づく訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービスを実施します。サービスに必要な器具物品などは、原則利用者宅の物を使用します。
2. 事業者は、事前に利用者の心身・生活の状況を調査し、利用者とその家族等と協議して介護サービスの内容を決定します。医師もしくは居宅介護支援事業者・地域包括支援センターの助言・指導に基づいて、介護サービスの内容について変更又は中止の必要があると認められた場合には、事業者は利用者とその家族等と協議して介護サービスの内容を変更又は中止するものとします。利用者とその家族は、医師・医療機関その他機関との連携（助言・指導等）について、事業者に協力するものとします。
3. 事業者は、サービス実施日において、利用者の体調・健康状態等の必要な事項について利用者やその家族から聴取・確認するものとします。介護職員は事前の聴取・確認の結果および意見等に基づいて、サービス実施日におけるサービス内容の変更の有無を判断するものとします。但し、介護サービスを中止又はサービス内容を変更する場合には、利用者の同意を得るものとします。
4. 「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」（ケアプラン）又は「訪問介護（介護予防型訪問サービス）計画」（サービス計画）を変更した場合は、利用者が利用する訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービス又は、介護保険適用の有無も変更することがあります。この場合は、改めて変更後の利用サービスについて利用者・事業者間で変更合意を交わします。

第5条（訪問介護・介護予防訪問介護計画の作成）

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」（ケアプラン）に沿って「訪問介護（介護予防型訪問サービス）計画」（サービス計画）を作成します。
2. 事業者は、利用者の要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護・要支援状態となることの予防に資するよう、訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービスの目標を設定し、前項に規定する「訪問介護（介護予防型訪問サービス）計画」（サービス計画）に基づき計画的に行います。

第 6 条（訪問介護・介護予防型訪問サービス計画の変更）

1. 事業者は、利用者が「訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービス」（サービス計画）の内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問介護（介護予防型訪問サービス）計画」（サービス計画）の変更を行います。
2. 事業者は、「訪問介護（介護予防型訪問サービス）計画」（サービス計画）の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者とその家族に対し、説明し同意を得ます。

第 7 条（協力義務）

利用者とその家族は、事業者が利用者のために訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービス業務を遂行するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第 8 条（介護保険給付（第 1 号事業支給）対象外のサービス）

1. 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付（第 1 号事業支給）外サービスとして、介護保険給付（第 1 号事業支給）の支給限度額を超える訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービスを提供するものとします。
2. 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
3. 事業者は、第 1 項で定める各種のサービス提供について、必要に応じて利用者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

第 9 条（サービス提供の実施記録等）

1. 事業者は、指定訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービスの提供に関するサービス提供記録を作成する事とし、これをサービスの完結後 5 年間保管します。
2. 事業者は、サービスの提供記録を、利用者の求めに対して閲覧に応じ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際して事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第 10 条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族、主治医、介護支援専門員、管理者に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

第 11 条（苦情処理）

1. 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した「訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービス」（サービス計画）に位置づけた訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。
2. 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第 12 条（利用者負担金及びその変更）

1. 事業者が提供する訪問介護（介護予防型訪問サービス）サービスの利用単位毎の利用料その他費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
2. 利用者は、「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金、介護保険給付費（第 1 号事業支給費）を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス料金の 1 割及び 2 割）を事業者に支払います。ただし、介護保険給付（第 1 号事業支給費）の支給限度額を超えてサービスを利用する場合には超過分の利用料金全額をご負担していただきます。
3. 事業者は、事業者の通常事業の実施地域以外にある利用者の居宅を訪問して訪問介護（介護予防型訪問サービス）のサービスを行う場合には、前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを求めることができます。
4. 事業者は、利用者が正当の理由もなく訪問介護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、別紙「重要事項説明書」に記載したキャンセル料の支払いを求められます。但し、介護予防型訪問サービスについてはこの限りではありません。
5. 事業者は、利用者に対し、毎月 15 日までに前月のサービス提供日、内容、利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
6. サービスの利用料金は一ヶ月ごとに集計し、利用者は、これを毎月 28 日までに支払うものとします。
7. 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行します。
8. 一ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。
9. 利用者がいまだ介護認定を受けていない場合及び「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」（ケアプラン）が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。『要介護認定後又は「居宅サービス計画」「介護予防サービス計画」（ケアプラン）作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。「償還払い」』

第13条（利用者負担金の滞納）

1. 利用者が正当な理由なく利用負担金を二ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は文書により期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わねば、契約を解除する旨の催告をすることができます。
2. 前項の催告をしたときは、事業者は「ケアプラン」を作成した居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「ケアプラン」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
3. 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解除することができます。
4. 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第14条（秘密保持）

1. 事業者、サービス提供責任者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者とその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において当該家族の個人情報を用いません。

第15条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、文書で通知する事によりいつでもこの契約を解約する事ができます。
2. 事業者は、やむ得ない事情がある場合、利用者に対して30日間以上の予告期間において理由を示した文章で通知することによりこの契約を解除する事が出来ます。この場合は、事業者は当該地域のほかの指定居宅介護支援事業者または地域包括支援センターに関する情報を利用者に提供します。
3. 事業者は、利用者が事業者や事業者の使用する者に対して重大な背信行為を行った場合文書で通知する事により直ちにこの契約を解除する事ができます。
4. 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、定期巡回・

随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合。

- (2) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- (3) 利用者が死亡、もしくは被保険者の資格を喪失した場合。

第16条(損害賠償)

1. 事業者は、訪問介護(介護予防型訪問サービス)サービスを行う上で本契約の各条項に違反し、又は介護保険法及び、民法その他の関係法令に違反し、利用者とその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負います。ただし、利用者とその家族に重大な過失がある場合は損害額を減額する事ができます。
2. 事業者は、万が一の事故発生に備えて、「東京海上日動火災保険株式会社」の損害賠償責任保険に加入しています。
3. 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者が、サービスの実施の為に必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - (3) 利用者の急激な体調変化等、事業者が実施したサービスが原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。
4. その他詳細については、別紙重要事項説明書をご覧ください。

第17条(利用者代理人)

1. 利用者は代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理として行わせることができます。
2. 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見人制度の内容を説明するものとします。

第18条(本契約に定めない事項)

本契約に定められていない事項については、介護保険法等の関係法令に従い利用者事業者の協議により定めます。

第 19 条(合意管轄)

この契約に起因する紛争の訴えは、利用者の住所を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 20 条(協議事項)

利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

この契約書の成立を証する為本証 2 通を作成し、利用者、事業者、各署名押印して 1 通ずつ保有するものとします。

個人情報使用同意書

(指定訪問介護事業所・指定介護予防型訪問サービス事業所)

令和 年 月 日

私 _____ 及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

記

1. 使用する目的

- 訪問介護（介護予防型訪問サービス）事業者がサービス担当者会議などで、適切な介護サービス提供に必要あるとき。
- 訪問介護（介護予防訪問介護）事業者が訪問介護（介護予防型訪問サービス）計画（サービス計画）作成及び介護サービス提供を行なうために必要があるとき。
- 訪問介護（介護予防型訪問サービス）事業者が訪問介護（介護予防型訪問サービス）計画（サービス計画）作成及び適切な介護サービスの提供を行なう為に必要があるとき、主治医及び関係医療機関に対して、利用者の医療情報の提供を求めるとき。

2. 使用に当たっての条件

- 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払う事とします。
- 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておく事とします。

家族同意欄 続柄 氏名 印

本人同意欄 氏名 印

【ご契約確認書】

上記、指定訪問介護事業所(指定介護予防型訪問サービス事業所)契約書・個人情報使用同意書の説明を受け、利用者と事業者間での同意のもと以下に署名いたします。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 (選任した場合) 住所 _____

氏名 _____ (続柄)

事業者	住所	愛媛県松山市港山町4番17号
	事業者名	株式会社 松の花
	代表者名	中西 龍仁

事業所	住所	愛媛県松山市石風呂町1-5
	事業所名	ヘルパーステーション 愛・家族

説明者 _____